

市第2号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第16号中「定める者」の次に「（第5条の3第1項において「配偶者等」という。）」を、「定める世話」の次に「（以下「介護等」という。）」を加え、「当該世話」を「当該介護等」に改める。

第5条の2の次に次の2条を加える。

（介護等についての申出があった場合における措置等）

第5条の3 任命権者は、職員から配偶者等が当該職員の介護等を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護等との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申告に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度において、前項に規定する事項を知らせなければなら

ない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第5条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申告が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

介護両立支援制度等に関し任命権者が講ずべき措置等に係る規定を新設するため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（特別休暇）

第4条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

（第1号から第15号まで省略）

- (10) 短期介護休暇 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第5条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話（以下「介護等」という。）を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

（第17号及び第2項省略）

（介護等についての申出があった場合における措置等）

第5条の3 任命権者は、職員から配偶者等が当該職員の介護等を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護等との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申告に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第5条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申告が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置